

鹿児島県教育大綱

平成27年12月

鹿児島県

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、本格的な人口減少や少子高齢化の進行など大きな変革期の中にあります。

このような中で、教育に関しては、家庭や地域の教育力の低下、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など多くの課題が指摘されており、本県におきましても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育の充実、高等学校の活性化、教職員の資質向上など取り組むべき課題があるものと考えております。

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図ることを目的として、総合教育会議の設置並びに地方公共団体の長による教育大綱の策定といった新たな仕組みが設けられました。

この改正は、いじめにより教育を受ける権利（いじめ防止対策推進法第1条）を脅かすような重大な事案が発生する中において、地方教育行政における責任の所在が不明確、迅速な危機管理対応が不十分であるといった制度上の課題が顕在化したことを受けたものです。

私としては、今回の大綱策定を契機として、本県の児童生徒が、このふるさと鹿児島で、お互いを大切にしながら、安心安全な環境の中で育まれるよう、施策の総合的な推進を図ってまいりたいと考えております。

本県には教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根差した個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業などの産業、様々な分野で活躍している人材等の教育的資源が豊富であり、また、地域全体で子供たちを育てるといった伝統的な地域の教育力もあるものと考えております。

教育は、将来の社会を担う人材を育成するという、国、地方を通じて取り組むべき最も重要なテーマであります。

鹿児島の良き伝統や歴史、風土など優れた特性を活かしながら、知・徳・体の調和がとれた教育がより一層推進され、将来の我が国や鹿児島を担う人材の育成が図られるよう取り組んでまいります。

この鹿児島県教育大綱は、このような人材の育成に資するための、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

今後、この大綱に示した取組の視点及び施策の方向性を踏まえ、総合教育会議等において教育委員会との連携の強化を図るとともに、本県教育行政の一層の推進に努めてまいります。

平成27年12月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、鹿児島県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めたものです。

対象期間

平成27年度から平成30年度までとします。

I 基本目標

未来を拓く鹿児島の人づくり

ふるさとを大切に、
世界へはばたく人材を育成する
～ ひつとべ 鹿児島教育

この基本目標には、一人一人の生命や個性の尊重を基本とした上で、今日のグローバル社会において、自分、家族、友人などを育ててくれたふるさと鹿児島を大切に、世界へはばたいていくという面的な広がりとともに、いかなる場面でもいかなる時であっても、確立した個性を遺憾なく発揮し、社会に貢献できる人材を育成するという意味合いを含めています。

鹿児島には、明治維新を成し遂げた多くの人材を輩出した歴史があります。

郷土の先人に学びつつ、我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの新たな歴史を創り出す人材を育成したいと考えています。

Ⅱ 基本方針

1 本県教育の取組における視点

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

いつの時代の教育でも、個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性を育むことが大切です。

また、文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらす、豊かな人間性を涵養し、創造力や表現力を育むものであり、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。ライフステージの各段階において、文化芸術やスポーツ活動に親しむ習慣をつくるのが大切です。

(2) 社会の変化への的確かつ柔軟に対応する能力の育成

社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

さらに、県民が、進歩の著しい世界的、先進的な研究等に触れる機会を設けるなど、明日の未来を担う人材育成に資する学術振興を図ります。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校、家庭、地域、企業等それぞれの本県教育における役割を見直し、各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

特に、文化やスポーツの振興は、県民の心のよりどころとなり、人々の地域に生きる誇りを醸成するものであり、地域コミュニティが主体となる活動を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富です。

特に、平成30年には明治維新150周年を迎えることから、それに中心的役割を担った鹿児島県の歴史や先人の遺業について、国内外を問わず改めて再認識されるような取組を推進します。

また、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っており、これらを有効活用して施策を推進します。

2 本県教育施策の方向性

(1) お互いがお互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いがお互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

(2) 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、先進的な学術に触れることにより創意進取の気風を醸成し、体験活動を通じた望ましい勤労観・職業観等を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

(3) 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。

学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、全ての県民が地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習社会の中で、子どもから大人まで全ての県民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、平成27年に本県で開催された国民文化祭を契機に、県民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促します。

さらに、平成32年に本県で開催される国民体育大会に向けた取組を通して、県民にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して健康増進と体力向上を図り、本県スポーツの振興を図ります。

参考資料 1

大綱策定に係る総合教育会議の開催状況

	開催年月日	内 容
第 1 回	平成27年 5 月20日	「大綱策定の基本的な考え方(案)」について
第 2 回	平成27年 8 月27日	大綱の策定について ・大綱素案の協議
第 3 回	平成27年11月26日	大綱(案)について ・大綱(案)の協議

参考資料 2

「鹿児島県教育振興基本計画(平成26年 2 月)」における 3 5 施策の関連図 (平成26年度～平成30年度)

